

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 福祉部障害福祉課

番号 17

不利益処分の内容		障害児通所給付費の支給決定の取り消し
根拠法令及び条項		児童福祉法第21条の5の9第1項
処 分 基 準	関係条項	児童福祉法施行規則第18条の24 茅ヶ崎市障害児福祉規則第11条
	基準 (未設定の場合は その理由)	支給決定の取り消しについては次の基準により行う。 ・障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）